

社会的弱者と社会的厚生^{*}

島野卓爾

1 物価問題の位置づけ

(ア) 物価問題の問題点の認識

公害、都市問題とならんで、物価問題は、いまや経済学に一つの転換を迫るほどの重要性もっている。政治学における「政治参加」、社会学における「都市空間」、法学における生存権から「生活権」、「環境権」、工学における生産工学から「生活工学」への変化というように¹⁾、社会科学全体は、現代社会の変化がいかなる方向をもっているかについて、新しい解釈を求められているといつてよい。物価問題も、それを物価水準の一般的上昇という、どちらかというと平板的な捉え方を許さないのである。

こうした現代社会の変化は、つぎの二つの要因で発生したといえるであろう。第一は、工業社会の成熟にともなう生活様式の全般的な都市化の進行である。住民の生活は、都市化によって質・量とともに急速な変化をもたらしたが、その変化に充分対応できるためには、賃金上昇だけでなく、社会保障、社会資本、社会保健など、市場機構の利用が適切でないか、または市場機構の利用を制限する必要がある分野の充実が必要である。いうまでもなく、こうした公共財的性格をもつ財・サービスは、社会的公正の観点から、市場機構を離れた公的供給制度が要請される。

都市化については、社会学の分野からすでに幾多の研究がなされている。したがって、

ここではただつぎの点だけを指摘しておきたい。企業がマニファクチャーとして、社会システムの内部で、目的的な存在であり、階層的秩序をもつ集団（または一つのサブ・システム）とは見られていなかった時代では、企業からの脱落者は、産業予備軍となつても、その大部分は企業とそれほどの結合関係をもたない農村や家族に吸収され、生存が保障されていた。しかし、これらのサブ・システムがその自給自足性を、企業によって破壊され、相互依存関係を強めざるをえなくなってくると、家族という集団はもろくも変質して核家族となってしまう。その結果、かつての集団としての家族がもっていた救済機能は急速に低下せざるをえない。E. フロムの「自由からの逃走」が示唆するように、現代人は、一方で多くの自由を獲得したが、他方でその自由を守ることが難しくなったのである。そうなったとき、多くの産業予備軍ないしは社会的弱者は、国家の保障なしには、社会システムの一員を構成することができない。

第二は、工業社会の成熟にともなう価値意識の転換である。アダム・スミスの国富論でいう公害 (public nuisance) は、貧乏であった。したがって、資本主義社会は長い間生産力の拡大による消費量の増大を、追求すべき価値としてきたのであった。しかし、①テクノロジーの発展を推進力とする管理シス

* この論文は、「社会的弱者に対する対策の検討」として昭和49年度通商産業省産業政策局物価対策課から受けた委託研究の一部を修正・加筆したものである。

テムの強大化と広汎化、②公害によるエコロジカル・システムの破壊の危険、③資源制約と長期不安などが顕在化するに及んで、いまや生産力の拡大を人類の進歩と同一視することができなくなってきたのである。これらの、これまで経験したことのない大きな変化は、社会生活の基盤にさらに不安定性を内在化させるに至っている。一例をあげれば、道路や河川を社会の構成員が自由かつ快適に使用できなくなると、社会のコミュニケーションは分断され、社会の統一性に欠陥が生ずる。もともと価値観の多様化が、社会的統合力を弱めているうえに、こうした公共財の活用が不充分となれば、社会的統一性がこわれてしまう。道路、河川その他の公共財を共同で管理し、運営する理由がそこから発生するわけであるが、同時にその利用をめぐって、いわゆるシビル・ミニマムを織り込んだ料金設定問題を発生させることになる。

これまでの経済学は、人口、資源、技術、制度を経済の与件とみなし、そのなかで物価の変動にともなう調整過程を論議してきた。しかしいまや、そうした与件が与件でないどころか、その変化が直接経済に大きな影響を与えることになった。とくに工業社会の成熟は、「教養」と「余暇」の増大、情報の量とスピード、その公開性、民主主義の理念とあいまって、物価問題を物価のたんなる変動——かつての典型的例を、古典的な景気循環論にみることができる——とみなすことを許さない。現代における物価問題は、人口、資源、技術、制度を与件とするのではなく、それらの変化を評価し——たとえばテクノロジー・アセスメント——、社会の変化として考察することを必要としている。そしてそのなかから、社会的弱者の評価と対策が生まれるのである。

（1）物価安定と他の経済政策との比較

外部性が存在しないという前提のもとで、

完全競争均衡がパレート最適になることは、厚生経済学の基礎定理として明らかにされている。この新古典派の立場に立って、道路・河川などの社会資本の混雑や破壊に対処するには、混雑税や公害税を賦課する必要がある。つまり租税賦課によって、外部効果に対する擬制的市場（quasi-market）を造出し、社会的相互作用を市場的に解決しようとするのである。この解決法は、後述するように市場機構を重視するという意味で貴重である。

しかしこうした理論的接近が、現実の問題解決にどこまで有効かについては幾多の疑問がある。というのは、競争均衡という概念は、現実には市場の調整過程の結果としてでてくるものである。したがって、市場調整過程が不完全であれば、競争均衡が実際に成立するかどうか不確実といわざるをえない。物価問題——物価安定——に接近するとき、まず何よりも大切なことは、市場調整過程をどこまで現実的に解釈するかである。もし、市場調整過程がかなりの程度まで不完全なのであれば、一方で調整過程を整備する公共政策——たとえば独禁政策の強化——が必要であると同時に、調整過程に参加することができない経済主体——社会的弱者——に対する特別の配慮が必要ということになろう。その意味で、物価安定は、他の経済政策と密接に関連するのである。

わが国の市場調整メカニズムは、急速な経済成長の過程で異様な発展を示すに至った。端的にいって、企業は外部経済を内部化するだけでなく、内部不経済を外部化することも比較的容易である。こうした状況では、私的限界費用と社会的限界費用との乖離が発生するから、物価水準の一般的上昇はいうインフレ問題とともに、社会的不公正が随伴せざるをえない。したがって、わが国の物価問題は、国民生活の充実という見地からすれば、物価の安定という問題にとどまらず、他の政策手段との協力によって、市場メカニズムの改編を

前提とする必要がある。

市場メカニズムの改編は、経済政策目標の再検討——社会的公正の重視——と、企業行動様式の考察を必要とする。市場メカニズムが国民生活の充実に貢献することが明示されなければ、いかなる経済政策も、国民的合意に到達することは不可能であろう。

(ウ) 政策目標としての有意性

物価安定が、政策目標としてどの程度有意であったかを考えるとき、戦後から現在までの期間、その有意性がつねに同じでなかったことに注意する必要がある。たとえば、昭和40年初めまでは、多少の超過需要があったからこそ成長したのであり、超過需要に追いつくように、生産能力を拡大することがむしろ物価の安定に貢献すると考えられていた。つまり政策目標として経済成長がもっとも有意なものとして考えられ、物価安定はとくに留意されていなかったといってよい。もちろん国際収支の制約要因があったから、物価が高騰し、競争力の相対的低下から、国際収支が赤字になりだすと、国際収支面から引締めの要請がだされ、その結果として物価の引き続く高騰が避けられたといってよい。

経済成長、国際収支の均衡、完全雇用は、昭和40年代はじめまで、政策目標の有意性に何の疑念もさしはさまれずに維持されてきた。しかし、周知のように、ニクソン・ショック、円の切り上げタイミングの失敗、過剰流動性は、国内に過度の調整インフレをもたらした。さらに完全雇用状態という物価上昇要因が加わり、最終的には石油価格の高騰という、輸入インフレによって加速されることになった。かくして物価安定が、政策目標として俄かにとりあげられ、その有意性と物価安定のための政策の有効性とが問われることになった。

物価安定が、所得分配上、さらに現代の言葉でいえば社会的公正上、不可欠の政策目標であることについては多言を要しない。それ

ぞれ必要に応じて以下でも論じている。そこでここでは物価安定という政策目標の有意性が、わが国では過去30年間つねに同じではなくたったというさきの指摘についてだけ、立ち入った検討を加えておこう。結論を先取りすれば、物価安定をつねに最優先に実現されるべき政策目標としてきた国がほかにあること、その結果、これまでの景気の国際的波及、国際経済諸制度の不安にもかかわらず、もっとも安定した経済発展を続けている国があることである。誰もが想像するように、西ドイツである。

西ドイツが物価安定を最優先してきたことは、今日二つの点で大きな成果をもたらしている。それは、GNPの大きさであるとか、金・外貨保有量といった経済的量ではない。市場機構の調整機能と社会保障制度の充実である。これらの成果を、物価安定目標からひき出すのには、いささか奇異に感ずる向きもある。しかし、市場調整過程をより現実的なものに接近させようとするとき、① ワルラス的セリ人以上に具体的な価格形成者をイメージにとると、独占的行動の要素を考慮せざるをえなくなる。② 雇用の固定性（これについては後述）から、市場機構による経済的コミュニケーションの適用範囲から除外されるものが、少なくとも短期的には発生する、③ 均衡価格を見出すこと自体がコストを必要とするのであれば、現実の市場調整過程では、価格以外にも需給調整作用を担うものがある、という三点が問題になる²⁾。これら三点のうち、①は、寡占または独占的行動の評価、②は、社会的弱者に対する対策——社会保障の整備、③は、価格以外に数量調整の評価を問題にしているのであって、物価問題または物価安定政策は、市場組織と社会保障と密接に関連しているのである。この点の認識は、物価問題をCPI、WPIの安定に狭く解釈する傾向のあるわが国にとって、とくに重要である。物価問題は、短期政策の

対象だけではない。むしろ長期安定政策の基礎というべきである。

（エ）西ドイツ経済の理念

西ドイツ経済政策の動向を知るには、これまでの成功の鍵が一体どこにあるのか、西ドイツ経済の基調は何か、政策をかたちづくり、推進してきたイデオロギーまたはヴィジョンは何かが問われなければならない。オイケン、レブケなど、戦後の西ドイツ経済政策の基本理念である新自由主義の主唱者たちの多くは、すでにこの世を去った。しかし、彼らが西ドイツ経済政策の進路を示した新自由主義または社会的市場経済の考え方は、いまなお生き続けているといつてよい。

社会的市場経済の原理が混合経済体制をどう見るかという点を検討しておこう。社会的市場経済とは、一口にいえば自由経済が十分に機能できるような経済秩序である。市場経済という名前が示すように、その中心は企業にある。政府の役目は、企業を中心とする市場経済が、できるだけ自由に機能するように配慮することである。その意味で、社会的市場経済は、かつての自由経済が、政府を単なる夜警者たらしめたのと大いに異なって、政府が経済分野に介入することを認めている。しかし政府の参加は、企業ないし家計など、市場を構成するメンバーが自由な経済活動を営むことを積極的に支援するような意味においてであって、政府自らが経済の基本的方向を決定するために登場するのではない。

そこで重要なのは、経済秩序の概念とその意味である。経済秩序には二つの意味がある。その一つは、経済学者がこの言葉を理解する場合の内容であって、それは実証的に確認した経済の動きを理論的に分析し、説明する場合である。もう一つは、経済政策において、政策的に、経済社会における規範秩序を設定する可能性を考慮する場合である。前者は、経済活動に参加している経済主体の計画と行

動に、実際に影響を与える社会的、政策的与件のすべてを含む。したがって、そこでいう経済秩序は、通常いうところの経済体制に近い意味内容をもっているといつてよい。つまり、ある市場の市場形態は、十分に有効な競争市場か、寡占市場か、また、貨幣、租税、関税などの諸制度や、他の政策的干渉が、参加経済主体の配置にいかなる効果をもっているかというように、経験的に確認できるものである。

それに対し、後者は政策的な指導体系を意味している。それは明確で実現可能な策定理念なのであって、一つの思考上の産物である。そしてこの指導体系のもつ倫理的、道徳的規範力が、合意の前提である。それ故、この意味での経済秩序が批判されるためには、その有意性が問われるべきである。M. ウェーバーの術語を用いれば、それは一種の理念類型である。それに対し、前者の意味での経済秩序は、ある政策目標を実現するに際して、政策によって生ずる経済秩序の有効性が問われることになる。ふたたび、ウェーバーにしたがえば、それは一種の現実類型をめぐる議論となる。

西ドイツ経済政策は、当初から現在まで、つねに物価安定を第一目標としてきた。その歴史的、社会的背景をここで問う必要はあるまい。前述との関連でいえば、物価安定という政策目標は西ドイツ経済秩序の維持発展にとって有意義であると考えられてきたことが重要なのである。経済秩序にとっての有効性を問題にしているのではない。日常の政策議論は、そうした有意な物価安定を、いかなる政策手段によって、そしていつ投入すれば有效地に実現しうるか、という議論なのである。有意性が不変であると判断されれば、与党が保守党から社会党に変っても、西ドイツでは物価安定を第一目標とする考え方は変わらない。

わが国の経済政策をめぐる論議で欠如していたのは、いかなる政策目標が優先されるべきか、そのもとで成立する経済秩序が有意で

あるかをまず決定することであった。この決定は、当然国民的合意を必要とする。ところが、わが国の経済政策は、何が有意であるかを決めないで、政策手段の有効性をめぐる議論に終始してきた。もちろん有効性が議論されるためには、何に対して有効かという問題意識があったにちがいない。しかし、実はその「何に対して」については、それほど明示的ではなかったのである。その結果、国民不在のまま、有効性をめぐる批判と評価についても、曖昧にならざるをえなかったのである。昭和50年、わが国経済の内外環境は根本的に変化したといってよい。この機会に、物価安定、社会的公正といった問題を、経済秩序にとって有意であるという認識にまで高める必要があると考える。

- 1) この指摘は松下圭一氏による。
- 2) 青木昌彦「寡占市場機構と社会安定性」
『現代経済』第15号、日本経済新聞社刊。

2 社会的公正についてのコンセプスの形成

(ア) 序論

1 演繹の限界

「時期が過ぎた後の解決は、もう解決ではない。人生や現実には、いつも締切がある。」「現実の問題のあるものは、自由放任主義者が信じているような、時間の経過の中から自ら生れる自然的秩序に従って解決されるかも知れないが、他の多くのものは、時間の経過に伴うエントロピーの増加によって益々解決が困難になるであろう。

それどころか、或る問題についてAおよびBという二人の個人の利害が対立している場合、Aが見過ごした時間の経過を利用して、Bは、自己に有利な方向へエントロピーを減少させるであろう。多くの時間が与えられていない場合、そして時間の経過が悪意を含んで

いる場合は、少しでも人間的であろうとすれば、どこからも苦情のないパレート最適を気長に探っていることはできず、乱暴を承知の上で効用の個人間比較でも何でも手荒に行なわねばならないであろう¹⁾。」

この文章は、最後に記されている効用の個人間比較から、解決のための時間が限られている場合には、何らかの「緊急避難」も正当化されるという主張であるように誤解されやすい。しかしそうではない。大切なことは、経済学が属する経験科学は、仮説一演繹一検証という方式で、事態の判断をくだし、解決方法を示してきたが、この方式は、あらかじめ多くの経験的知識がなければ通用しないということである。別言すれば、この方式は、すでに多くのことを知っている人間の方法であって、僅かか少しも知らない人間の方式ではないということである。社会的弱者のすべてが、僅かか少しも経験的知識をもたない階層であるとは必ずしも思わない。しかし社会動態のなかでの社会的弱者とは、時間の経過のなかで「自己を有利な方向へエントロピーを変化させることができないひとびと」であり、彼らが何かを知っているにしても、その何かはそれ以上に大きなもの（たとえば権威、圧力、制度）によって包まれてしまっているのである。

2 人間への理解

社会的弱者は、これまでの長い人類の歴史上いつも、どこにも存在したといってよい。現代社会において、社会的弱者への対策がとくに必要である理由については後述するとしても、ここで二、三の問題に触れておくことが便利であろう。

第一は、現代の切迫した問題の解決にとって、人間というものについて深い理解をもつことの重要性である。小論の対象からはるかに迂遠と思われる人間についての理解を強調したのには理由がある。現代の「豊かな社会」

はしばしば大衆消費時代の総合的形容として用いられてきた。物質的欲望の満足が現代ほど広い社会層にわたってゆきわたっている時代はこれまでになかった。しかし同時に忘れてならないことは、この時代が、一方においてあるものを出現させたが、他方においてあるものを消滅させつつあることである。出現させた内容にまで立ち入る余裕がないので、ここではそれを「豊かな社会」で集約しておこう。他方消滅されつつあるものこそ、人間についての深い理解である。ひとびとがもつ感情、欲望、意志といった基本的な、人間の内面から発する動きを固定化または凍結していく、社会関係を精密な分析道具で組立てても、有意味な解はえられない。

これまでの経済学の成果は素晴らしいものがあった。しかしどちらかというとその成果は演繹的体系としての形式を備えることにあった。その厳密性は科学の本質であり、魅力の大きいものである。しかし「フィクションの科学をリアリティの科学のモデルとし、それへの接近を求めるとは犠牲なしに済みはしない。確かに、経済学は、最初から他の社会諸科学に求められぬ有利な条件を与えられていた。第一に、経済現象は、需要供給の単純な力学的関係を基礎としており、第二に経済現象そのものが貨幣によって予め数量化されており、そこから、第三に、数量化の可能なもののだけをシステムの内部に残して、他を与件としてシステムの外部に捨象することができた。もとより、連続性はリアリティの原理である。そこでは、Aという現象はBという現象に連続し、Bという現象はCという現象に連続する。しかしどんな科学でも研究でも、この連続性の大海上を脱して、ある小さな乾いた世界を人為的に作り上げねば、成り立ちはしない。ある人々は、Aを中心として一つの世界を構成し、それを構成することによって、AをBから切り離し、またCから切り離す。Aを中心として構成された世界は、す

でに入人的なものであるけれども、Aがa、b、c……という多くの変数を含んでいるかぎり、まだしも、それはリアリティとの間に近似をもつことができる。しかしこれらの変数のすべてが処理の難易度において同等ではない。ある変数は処理が容易であり、他の変数は処理が困難である。処理が困難である変数は、しばしば、与件としてシステムの外部に捨象される。これも、ある程度までは研究者の当然の権利であろう。与件として捨象される変数が多くなるにつれて、システムの内部は透明になり精密な演繹的体系が生れ易くなる。しかし、この方向へ進んで、ある限度を越えると、リアリティとの距離が大きくなつて、フィクションに近づいて行く。そこまで行くと、リアリティへ帰ろうとしても、もう帰る道がない²⁾。」

以上長い引用を敢てしたのは、そこに経済学に対する痛烈な批判と、現代社会科学の使命に対する鋭い洞察が含まれているからである。とくに、処理が困難である変数を、与件として分析の直接対象からはずしてきたことの長所が、いまや大きな短所となっている以上、この警告には十分耳を傾ける必要があろう。そして、捨象してきた与件のなかでも、人間の感情、欲望、意志といった、心の動きこそいまや注目すべき対象となつたのである。これを含まずして社会的弱者の分析は、文字通り「乾いた世界」のなかでくり広げられるだけである。

3 価値判断と合意

第二は、社会システムの統合要素を明示することである。かりに統合要素が明示されたとしても、現代社会の激しい変化にとって質、量とも充分でなければ、そうした統合要素をどのようにして育成できるかを考察しなければならない。この問題意識は、直接には、シビル・ミニマムを構成する場合、合意が成立する前提条件として、何らかの統合要素がなけれ

ばならぬと考えるところから出発する。コミュニティ、正当性、信頼、自発心を含む社会関係は、現代社会でそう容易に成立するものではない。しかし何らかの合意なくして、個人単位での意見表明であれ、他方公共体の行政行為であれ、政府の政策目標であれ、そこに共通した有意性の確認をえることはできない。

社会システムの統合要素といい、共通した有意性の確認といい、われわれがこれらを問題にするとき、われわれは価値判断を避けて通ることができない。M. ウェーバー以後、社会科学者にとって、価値や価値判断は危険なタブーであった。経済学にとっても、価値判断が経済学の内部に紛れ込んでくるのを断ち切る努力が重ねられてきた。もし経済学が成熟した精密科学であるのであれば、それはそれでよい。しかしいつの時代であっても、貧乏、金持、幸福、悲惨はあるのであって、それらが経済現象と深く関連していることも事実である。ところが経済学は事実判断だけに終始し、価値判断に眼をおおい、価値や価値判断を道徳や倫理学、政治学にまかせてしまった。L. ロビンズが明示したように、「経済学は、確定可能な事実を論じ、倫理学は、評価および義務を論ずる」という二分法が成立していたのである。

こうした二分法が成立する根拠はどこにあったのであろうか。簡単にいえば、能力形成に対する資産の限界生産力は、動的であるから、長期的には能力の均等化が成立する、また競争的市場における機能的分配が長期的には所得格差を是正する、といった長期的楽観論がその根拠である。別の言い方をすれば、能力主義（meritocracy）の支配である。

能力主義の支配する世界、能力主義が支配している状態を認識することによって、事実判断のシステムとしての科学が成立すると考え、それ以上進むことは経済学にとってタブーであった。もしそれ以上進むのであれば、

それは倫理学の問題だと決めつけて安心していたのである。しかし能力主義の世界は、人間の能力格差とか、活動とか、さらには協力、反目、敵意、妥協といった日常、社会の動きを捨象した、静かな「乾いた世界」である。したがってそうであればあるほど、科学（経済学）から解き放たれた価値は、強いエネルギーとなって社会のどこかに蓄積されることになる。社会学者は、価値のもつエネルギーを「科学」の外部へ捨て去ることで、純粹性を維持しようとするだけであった。しかし事実判断（認識）と価値との連続性を断ち切ることは難しい。能力主義をどこまでも進め、各個人の目的を公認したとしても、社会的に統合されるわけではないし、また何らかの権威（これを考えること 자체経済学では許されなかった）によって社会的目的が設定されたとしても、個人的参加がそのまま具現する保証はないのである。つまり能力主義だけでは、社会全体にとっての具体的目標を見つけることができないのである。

4 認識と価値との連続性

二分法から脱却し、認識と価値との連続性に寛容でなければ、経済学は不毛に終わる。二分法の根拠になった能力主義も、その長期的结果も、平等の仮定を含む命題も、すべて経済学の一部である。しかし、平等の仮定は経済学の外部から来たもので、倫理的なものである。平等の仮定が事実判断として成立するかどうかを問い合わせることは、事実観察として、経済学の大切な仕事である。同時に、演繹の限界を認め、平等の内容についてどのような価値判断が含まれているか、を問い合わせることも必要なのである。ピグーが正当に指摘しているように、「経済学の始まりは、陋巷の不潔と悲惨な生活の陰鬱とを憤る社会的熱情³⁾」であった。そして現代は、「豊かな社会」のなかでの貧困と不調和を憤る熱情が要請されているのである。

かつてヒュームは、人間研究と自然研究との時間的距離は一世紀以上あるといった⁴⁾。これは、経験や観察による事実判断が、まず自然の問題に適用され、一世紀以上経過してから、道徳の問題に適用されることを意味している。これとのアナロジーを経済学で求めるのであれば、経済学は自然科学的手法の洗礼を経て、いまや価値や道徳の問題に適用される時代が来たのである。この小論では、経済学説史にこれ以上立ち入る余裕はない。しかしあつて経済学の純粹性を維持するため、激しく攻撃されたベンサムの「幸福計算」が、現代的な粋いのもとで再考察される必要があるのである。また経済学の創始者といわれるアダム・スミスが「体系的な経済学のアダムであり、スミス（鍛冶屋）である当然の資格をもっているが、彼は道徳科学の教授であり、経済学が鍛えられたのも道徳科学という炉であった⁵⁾」ことを忘れてはならないであろう。

（イ）社会的公正とは何か

1 能力主義の限界

経済学がこれまで公正の問題をなおざりにしてきたのには、それなりの理由がある。端的にいって、公正といった問題は、政治学および倫理学の領域に属するものとし、これを経済学の彼岸に追いやったのであった。その代り能力主義が経済学の根底に位置づけられた。能力主義は、外的状況の積極的支配を促進する能動主義と、目的の実現可能性で評価する手段合理主義と、創意と責任から出発する個人主義によって、その理論的武装を完成する。能動主義を経済力、手段合理主義を効率、個人主義を権利によって表現し直せば、ミクロの世界における経済人の行動様式が規定されていることが判る。そこでは社会的統合への機能が欠如している。もちろん、効率の背景にある価格メカニズムの機能を無視するわけではない。しかし効率が手段合理性で評価されるとき、簡単にいって、目的のためには手

段を選ばないことになりかねないのである。一例をあげれば、戦争は、その理由こそ多様であるが、目的のために手段を選ばない行動様式の典型である。また企業による公害発生も、利潤極大という目的からすれば、公害発生を必然化するといわざるをえない。

外的状況の積極的支配をもたらす能動主義にしても、もし社会全体にある共通した価値が認められる状況なら、まだそれほどの矛盾とはならないであろう。価値が多極化している現代社会において、能動主義のぶつかり合いは、大きな対立と混乱をもたらすことになる。そうした状況では、能力主義のもう一本の柱である個人主義は、社会集団の相対的力関係のなかで、もろくも踏みにじられてしまう危険がある。そこには個人的目的の公認と推進を通じて、社会的統合へ至るチャネルがないし、社会的目的の設定と普及によって、それに個人が参加するチャネルもない。

能力主義を貫徹するとき、その終着駅には競争から脱落したひとびとや、所得平準化の恩恵にあずかることができなかったひとびとがいる。いわゆる社会的弱者の存在である。われわれの考察対象を全世界に拡大すれば、これは南北問題の発生であり、考察対象を一国内に限定すれば、「豊かな社会」のなかの社会的不公正の発生である。この場合、社会的弱者の絶対数が多いか少ないかは、直接問題ではない。もちろん多いより少ない方がよいであろう。むしろ重要なことは、能力主義の徹底が市場の失敗（調整の失敗）を伴っていることである。能力の評価を、主として、市場化可能な生産物を創造する活動だけで行なうならば、経済システムとしてはともかく、社会システムとしては成立しない。社会システムを構成する人間は、機械のように価値判断をもたない存在ではない。生きている社会に対する連帯性をもっているのである。能力主義だけでは、価値ある機能集団への委託、共有価値への委託、価値にもとづく忠誠の要

求と実現、忠誠配分のための正当性といった、社会的統合に不可欠の文化システムとの関連がない。したがって、経済システムでの問題、つまり資源要求の主張、要求の段階づけ、要求正当性の基盤、資源分配の基準が一人歩きをするだけである。経済社会全体の利益に対する道徳的責任、権威の合法化、遂行責任、職権の合法性といった、システムの安定化に必要な要素が欠落してしまっている。端的にいって、以上のような経済システムでは、個人間の関係が断ち切られてしまっており、したがって各人が発表する価値判断は、社会的規範とはなりえない。

2 社会的規範の形成

すでに前節で示したように、事実判断（認識）と価値との連続性を断ち切っていては、社会的規範は成立しない。それでは市場調整の論理を、社会的規範に関する公共的意志決定の場のなかに持ち込むには、どうしたらよいか。民主主義を前提とするかぎり、社会的規範の形成は、個人の意志的選択にもとづく合意によってしか実現可能ではない。ここに社会契約の根拠がある。契約によって、個人主義と合理主義の調和が可能である。その場合、個人は社会と部分的に同質化することになる。部分的同質化を積極的に可能にする前提と基盤は文化システムである。ポールディングの言葉でこれを示せば、「科学の創造するものが倫理的選択の問題になり、科学的下位文化の共通の価値だけでなく、この科学的下位文化を含む社会そのものの共通の価値に依存する⁶⁾」という認識が、同質化を可能にするのである。

注意すべきことは、ここで述べた契約が、政治の場での契約と異なることである。K. アローの論証⁷⁾ にまつまでもなく、異質な個人の利己的行動から整合的な社会的決定を導出することは不可能である。政治の場での部分同質化の方法は、多数決の原理である。

しかし、これとその安定性を維持するためには、顕在的または潜在的な不満を抑圧しておかなければならない。契約を政治の場、つまり多数決の原理にまかせ、経済の場では能力主義を至上命題としていては、不満は簇生するにちがいない。契約を経済システムが包摂しないかぎり、政治と経済のリンクエージは不可能である。経済システムが契約を包摂するとき、われわれは公正（社会的公正）の問題を避けて通ることができないのである。

社会的公正の意味については後述することとし、ここでは、経済システムで可能な中立的な社会的公正と偏向的な社会的公正について述べておこう。中立的な社会的公正とは、倫理的および社会的な選択方向に一般化された交換システムのことである。具体的にいえば、インフレ高進の場合におけるインデクセーションの導入は、交換システムの機能を政策的に特定方向に変化させないで、経済内部で発生する不平等を防止できる。その意味でインデクセーションは、倫理的および社会的な選択方向に一致する。それに対し、偏向的な社会的公正とは、いま述べた交換システムでは不平等や不満の発生を防止できない場合に、特定方向に財・用役を向けることによって実現する社会的公正である。具体的にいえば、社会的弱者に対する特別保障、広義の社会保障は、偏向的な社会的公正を実現するための手段である。

社会的公正を、中立的と偏向的に分別したのは、現実の選択が個人の選好だけでなく、機会にも依存するからである。政治の場における機会の平等とは一致しない。したがって経済システムが、こうした不平等の発生に対して適当な対策をうちださなければ、経済的弱者にとって社会的規範は「権力」としか映らないであろう。中立的な社会的公正は、かなりの程度まで交換システムで実現可能である。それに対して、偏向的（biased）な社会的公正は、ポールディングのいう「贈与」と

「愛」のシステム⁸⁾が必要である。このシステムでは、パレート最適におけるような個人の選好関数の独立性を仮定しない。ある意味では、パレート最適ほど人間の条件を無視した考え方にはかにないといってよい。そこには、人間の善意とか惡意といった感情はいっさい入り込んでいない。他人の福祉、他人の幸福といった相互依存への意識は、まったくない。これでは、社会的統合への足がかりがないのである。これを経済政策の立場からいえば、特定の政策をうち出さないでよい、非現実的な理想状態である。

3 社会的公正

市場における調整は、ミクロやマクロのいくつかの異なったレベルで、しかもいくつかの異なった時間の推移で進展する。そのため経済システム内部での波及効果は一様ではない。たとえば、ある財価格の上昇が他部門に波及して調整を終わるまでには、それぞれ独自の時間がかかる。しかも特定の産業部門（たとえば農業部門）での調整には、個別の経済事情がからむ。また社会政策にしても、プレッシャー・グループとして、国内政治に働きかけるその他の勢力と複雑に入り組んで、調整の方向と時間が変化する。

こうした調整のあるべき姿を検討するとき、出発点として、経済主体からの反対がない最小限の前提、つまりつぎのことを承認しておかなければならない。それは、長期にわたり拡大する経済活動と、各経済主体を経済社会が必要とする方向へ再調整することである。しかも、各経済主体の貢献への期待の安定性を生みだすことである。こうした調整がうまく進展するには、原則として「社会的公正」と「調整負担の対称性」が保証されなければならない。

経済政策の目標が効率と公正の実現であることは、多言を要しないところである。もっとも、最近のように、福祉が問題となると、

経済社会において効率より公正が重視されるようになる。社会的費用の内部化は、その一つである。公正の重視は、今日の経済社会において、抵抗なく受け入れられるであろう。しかしそのような内容の公正であるかについては、合意をえることはそう容易ではない。そこでここでは、公正についての合意をえるため、ロールズの公正概念を検討することにしたい。

ロールズによれば、公正という概念は、社会制度または実践の徳目としての正義にとって必須である。社会が安定的に発展していくためには、正義や公正が支配していかなければならない。ここで注意すべきは、実践の徳目としての正義に用いられる「実践」が、「ルールに叶った行動」を意味していることである。つまり反社会的、反倫理的行動となるような実践は、ここでいう「実践」には含まれていない。この点で、西ドイツの経済政策の理念に注目しよう。社会的市場経済の原理で用いられている「社会的」の意味は倫理的である。ここでの文脈でいえば、ロールズ流の「実践」を前提としている。つまり実践はあるルールを前提としており、秩序を基礎としているのである。したがって、ロールズのいう公正の概念は、功利主義の迷路に入り込まず、むしろ社会的契約論の立場にたっていることが明らかである。

さて、正義を支える二つの原理がある。いま簡単に、第一の原理を「最大の自由への平等」、第二の原理を「許容しうる不平等」と呼んでおこう。前者は、もし実践に参加するか、あるいは実践によって影響を受けるひとびとが、他のすべてのひとびとの類似した自由と相容れるかぎり、もっとも広汎な自由への平等の権利をもつことを意味する。それに対し、後者は、実践に参加、関係するあらゆる当事者に、有利に働くと信ずるに足る十分な理由があれば、不平等を伴う実践、あるいは不平等をもたらす実践は許容されること

を意味している。

これら二つの原理を、国内経済の場に応用すれば、つぎのようになろう。すべてのひとびとにとて与件が同じであれば、最大の自由をえるために平等が保証されなければならないのであるから、自由・無差別で各人の創意と責任が生かされるように経済社会を構成することが望ましい。その典型がパレート最適状態であろう。そこでは交換のシステムがもともとうまく機能している。つぎに、ひとびとの間で与件、機会に格差があり、そのため経済活動のうえで当初から利益・不利益が明確であるような場合を考えてみよう。この場合には、利益の多いひとから不利益を蒙っているひとへ贈与（またはトランスファー）のシステムが確立されていることが望ましい。問題は、与件に格差があるとき、与件それ自体の格差をなくすという意味での平等の実現ではなく、そうした与件の格差を、何らかの手段で調整することに重点があることである。

「許されうる平等」とは、実践に参加したパートナーそれぞれの事後的な成果によってではなく、パートナーがもつ能力によって（または初期条件における格差を考慮して）判断されることに注意したい。現実の政策では、贈与（またはトランスファー）は、事後的な成果の財政を通ずる再分配によって、または個人の自発的な意志によって行なわれる。しかし不平等が許されうると判断する根底には、能力または初期条件の格差を認めるという考え方があるように思われる。これは、一見、非民主的、反平等思想的に思われるが、現実の社会で、能力や初期条件の格差を完全になくすことは、百年河清を待つことに等しく、それでは実質的に何もやらないことに等しい。そこで、そうした不平等を認めたうえで、なお社会システムがうまく動くように操作しようというのである。

一例をあげておこう。現代の混合経済において、高額所得層に対する累進課税により、

低額所得層へのトランスファーが可能になることはよく知られている。その場合、成果に対する累進税率をあまり高くすると、高額所得層は勤労意欲を失ったり、脱税行為を企てることになる。そのため、かえって社会全体としての成果が小さくなる可能性がある。端的にいって、それでは資源（能力）の有効利用にとってマイナスである。こうした可能性を回避するには、成果ではなく、能力に応じた課税が必要である。特定の職務に特定の利益を付与することが、共通の利益になる場合であれば、そうしてはじめて必要とされる才能が、それにふさわしい機能に従事し、最善の努力を提供することが可能となる。

第一の原理である「最大の自由への平等」は、すでに述べたように、同等の与件を前提とする。したがって、実践に参加するひとびとにすべての機会を平等に開くことが社会にとって最善であることはいうまでもない。いずれにしても、正義を支えるこれら二つの原理から、競争を実践参加への開放性という命題をひきだすことができる。自分の能力を最大限に生かすこと、それに応じた報酬が可能であること、そしてさらに、各人が最大の自由への平等を実現するように努力することが可能だからである。いまこの命題を〔A〕としよう。

つぎに、これら二つの原理の意味をさらに明確に理解するため、正義の背景にある三つの性格を示すことにしよう。その第一は、相互利己性である。ある経済社会があって、一定の実践のシステムがあるとき、その実践に忠誠であるのは（つまりその社会のルールを遵守するのは）、それが他人にとってだけでなく、すぐれて自分にとっても利益になるからである。正義がもつこの性格から、社会制度の成立と存続性という命題を引き出すことができる。これを〔B〕としておこう。

第二の性格は、合理性である。これは、自己の利害や、ある種の実践によって起りうべ

き結果の見通し、行動の進路、他人の条件との差異などについてよく知っており、場合によって生ずる格差それ自体では、不満の源泉とならないことを意味する。簡単にいって、合理性とは、現状とかある変化についてとくに大きな不満とか、疑問が発生しないことである。したがって、合理性が維持されるかぎり、大きな変化はない。しかし逆に不満とか、疑問が発生して、社会の変化や現状に不満が発生する場合には、合理性を否定することによって改革へのエネルギーとなる。その意味で、合理性という性格から、社会システムと実践の安定性という命題をひきだすことができる。これを〔C〕としておこう。もっとも、この命題は、いま述べたように、合理性に納得しなければ、社会システムを改革するという意欲を引きおこすという意味で、積極的である。

第三の性格は、補完性である。これは、前述した二つの原理のいずれが支配している場合でも、ある個人の経済活動は他の個人の経済活動と補完的な必要や利害をもっていることを意味する。この性格から、社会における協力の可能性という命題を引き出すことができる。これを〔D〕としておこう。さきに示した贈与システムにおいては、この協力の可能性は、社会システムの統合化に大きな役割を果たすものと考えてよい。

ところで、ここに示した正義の背景にある三つの性格は、決められている原理がもつ拘束性の根拠であると同時に、ある制度について、誰が不満をもち、どのように改革したらよいかについて議論する可能性を含んでいる。そこで議論される主題は、ある政策の有効性についてではない。制度の根底にある諸原理の有意性をめぐってである。この点については、前章で西ドイツ経済政策の基本原理である社会的市場経済の原理について考察したところでも、その認識の重要性を指摘しておいた。正義がもつ三つの性格は、保守的、現状肯定的にとどまるわけではない。これら三つ

の性格から引き出された命題〔B〕、〔C〕および〔D〕が、命題〔A〕とともに公正の概念を構成する。ロールズがいうように「公正とは、実践に参加することによって当事者たちも、またそれ以外のだれもが、合法的であるとはみなされない諸要求から利益をえたり、またそれに対して譲歩することを強制されたりしたと感じる場合がない場合である。このことは、各人が合法的な要求という概念をもっていて、それは各人が自分だけではなく、他のひとも承認するのがふさわしいと考えるようなものである」ということを意味する。」

（ウ）企業の現代的イメージ

本章の前二節で取り扱った内容は、これを簡単にいえば、社会的公正が政策目標として有意であるための諸条件、つまりコンセンサスをえられるための諸条件と、社会的公正それ自体の解釈である。それに対し、この節で取り扱う内容は、企業が現代経済社会でどのようなイメージをもたれているか、資本主義経済体制のもとで企業の役割は今後どのように変化するか、といった問題である。これらの内容は、政策目標の有意性を確認するためのものというより、政策目標の有効性を高めるためのものである。あえて前節までの所論との関連でいえば、政策目標として社会的公正が有意でありうるためには、企業はどのような機能と役割をもつことが望ましいか、ということになる。つまり有意性を確認するために、現代企業の活動と組織は、どの程度まで有効か、という問題に接近しようというわけである。

1 市場機構

企業の現代的イメージについて考えるとき、私は、数年前、今井賢一氏の秀れた産業組織論に関する論文に対して、コメントしたときのこと思いだす⁹⁾。今井氏の論文は、わが国石油産業のあり方を研究したもので、「競

争の意味、パフォーマンスの評価にみられる的確な分析と展開は、産業組織論からの研究の典型」として高く評価されるものである。私がそこでとくに興味をもったのは、今井氏が示したクラブ原則であった。そしていま、企業の現代的イメージを考察し、市場機構の役割を再点検しようとするとき、クラブ原則と市場機構との関連をまず明らかにかにする必要があると考える。

クラブ原則は、ブキャナン¹⁰⁾によって開発された経済理論である。クラブは、その用途と目的によって多少の差があるであろうが、意志を同じくする経済主体が出資することによって、クラブを創設し、一人では享受できない便益を共同出資によって可能にするものである。その意味で、完全な私的財と公共財の中間に位置するものである。市場機構との関連でいえば、クラブの創設によって外部経済を吸収し、しかもクラブのメンバーはそれぞれ独立を保ちうる。つまりある目的についてだけ、半ば排他原則が支配するシステムを、市場機構のなかに導入するというものである。

理解の便に供するため、今井氏の論文に対する私のコメントを例示することにしよう。今井氏のクラブ原則は、石油の共同輸入基地に応用されている。「共同輸入基地を通じて企業Aは g_a 、企業Bは g_b という原油輸入を計画することとし、工場渡しの原油価格をそれぞれ p_a および p_b とする。そして、この基地を作るに必要な資金のコストを含めて、それぞれの負担する費用を $c_a(g_a, g_b)$ および $c_b(g_a, g_b)$ で表わす。この費用関数に、 g_a と g_b の両方が入るのは、相手のとるべきさによって当然費用負担額は変わってくるからである。

そうすると、各企業の行動はつぎのようにあらわされるであろう。

$$\max R_b \mid_{g_a, g_b^*} = p_b g_b - c_a(g_a, g_b^*)$$

$$\max R_b \mid_{g_b, g_a^*} = p_b g_b - c_a(p_b, g_a^*)$$

ここで g_b^* および g_a^* は、それぞれ相手の企業に対する希望量（原油輸入量）である。このような行動の結果、 g_a は g_a^* に等しくなる保証はないし、また g_b についても同様である¹¹⁾」そこで政府が登場する。政府の役割は、クラブのメンバーの一員となることによって、 $g_a=g_a^*$ 、 $g_b=g_b^*$ となるように計画全体を調整することである。私が今井論文をコメントしたのは、まさにこの部分についてであった。政府が、 $g_a=g_a^*$ (g_b についても同様) となるように調整できるためには、政府は、当の石油企業以上に優れた information gathering ability をもたなければならぬ。加えて政府が誘導できるためには、政府によるきわめて強い管理が必要となるであろう。

政府がいま述べたような強い管理の誘導能力をもつことになれば、企業の自主的な決定は実質的な意味をもたなくなる。それは、また経済システム内に、一種のカルテル的体質を植えつけることになるであろう。わが国の企業に対しても一つのイメージが、強力な産業保護とカルテルの温存であるとすれば、クラブ原則は、一方で外部経済の吸収という利点があるにしても、他方で市場機構を衰退させる危険があるといわなければならない。

市場機構の長所は、経済条件の変化に対する需要者と供給者に伝達され、価格メカニズムによって、双方にフィードバックするところにある。ところが、このクラブ原則では、政府の管理統制によって、企業が相互に期待する量が決定されるのであるから、需要者の選好の変化が供給者（企業）にフィードバックされるチャネルは、市場ではない。しかも、市場による調整メカニズムの効率性を考えるとき、クラブ原則が、経済条件の変化によって生ずる不均衡に敏感に反応できるかどうか、確証はない。最近のように企業の市場支配力

社会的弱者と社会的厚生（島野）

が拡大されると、政府と企業との癒着関係から、企業の現代的イメージはさらに悪化する可能性がある。

反面、クラブ原則には、つぎのような利点があることも認めなくてはならない。第一は、クラブ（例えば石油共同基地）によって規模の経済が確保され、それによって関連市場価格に対し好ましい効果をもつという場合である。私が今井氏の論文に対してコメントしたときも、この効果（利点）を認めなかつたわけではない。そこで、今後この種の提案が業界（または行政指導）からなされることを予想して、つぎの提案をしておきたい。第一に、クラブ原則の妥当性と承認については、クラブの設置による経済厚生へのプラス効果が予め明らかである必要がある。第二に、こうした福祉への効果の判定は、公開である必要がある。第三に公開の過程で、前節で示した社会的公正の概念が導入されることによって、企業と消費者との間で必要最小限のコンセンサスが形成されなければならない。もし、これらの諸条件が満足されるかぎり、クラブ原則は、社会的公正を含む政策目標を実現する場合の有効性を高めることになろう。

その例を企業による公害対策にみることができる。もし企業が、外部不経済を内部に吸収するため、クラブ（たとえば公害除去のための総合研究施設またはファンド）を創設するなら、クラブ原則は、企業の恣意的裁量権の縮小をもたらすという意味で、歓迎されることになろう。そしてしこうした活動を企業の社会的責任というのであれば、その限りで、私は企業の社会的責任を積極的に評価したい¹²⁾。何故なら、社会的費用の内部化は、社会的公正の実現にとって不可欠であり、それは大方、交換システムではなく贈与システムを媒介させるからである。前節での所論でいえば、企業と消費者との間で、認識と価値との連続性が成立する可能性をもつからである。

こうした判断は、古典的市場経済モデル

（企業は一個の点として存在し、その利潤追求が市場機構を通じて、社会的にも経済的福祉の最大化をもたらす）や裁量的経営者モデル（市場支配力の保有によって、裁量的支出を社会的目的に向けうるような企業モデル）ではなく、社会システムモデル¹³⁾によって形成される。つまり企業それ自体を一つの社会システムとして捉え、その企業がより大きなトータル・システムと相互作用をもっていることを強く意識する考え方から生まれている。古典的市場経済モデルであれば、企業経営者は社会的価値の問題に関係する必要がなく、もっぱら利潤追求に専念することが、社会的責任を果たすことであった。それに対し、社会システムモデルでは、企業を社会のなかの企業、しかも点的存在としてではなく、生産活動に従事している人間の一つの集団として捉える。しかも経営者と従業員とがある階層的秩序によって管理運営されていると考えられている。

企業の組織と企業の社会における地位を、このように把握するようになった理由は、大別してつぎの二つであろう。その一つは、労働雇用の固定性であり、もう一つは、企業規模の拡大に伴う他の社会集団との相互作用の緊密化である。労働雇用の固定性は、経営者と労働者双方の利害の一一致によって生まれるといってよい。もし労働が、通常の財と同じように、毎日交換され、市場を通じて更新されるとすれば、企業組織上のコストは巨大なものとなろう。労働者の企業に対する愛着心など皆無となろう。他方、こうした状態は、労働者自身の所得の稼得にとって大きな不安定性をもたらす。このように労働雇用を固定化することによる組織コストの節約は、労働の売手・買手双方にとって有利である。それが雇用契約を発生させる基盤になった。それにより経営者は雇用について最大限の責任を、労働者は買手の組織内で生きるという意味で、階層的秩序を承認するのである。

他方、企業と他の社会集団との相互作用は、企業をして、たんに生産する経済財のみに責任を限定することを許さない。企業は、いま述べたように企業内の階層的秩序の維持だけでなく、企業が関連している生産、流通、消費に関連するひとびとに対しても、社会的影響を及ぼしているのである。

2 消費者主権の問題

企業の他の社会集団に対する影響力が強まるに応じて、消費者主権に問題が発生することとなった。これが企業の現代的イメージを変化させる第二の要因である。消費者主権は、1934年 W. H. Hutt が述べたのを創始とするといわれている。消費者主権を考察するとき、まずつぎの二つの意味に分別して取り扱うのが便利であろう。第一は、叙述的意味である。つまり資源配分の窮屈的な支配力をもつものとして、消費者主権を認めるのである。簡単にいって、経済において、何が生産されるかを窮屈的に決定するのは、消費者であるという意味で「主権」を認めるわけである。第二は、規範的意味である。つまり、経済がどれほど消費者の欲望を満足しているかによって、経済のパフォーマンスを評価する意味で、消費者主権を考える場合である。

第一の意味で消費者主権を捉えれば、市場はつぎのように展開するであろう。生産者は、消費者の選好に合っていると考える生産物を市場に供給するが、消費者の反応によって生産物が選別され、消費者の好みのものは、市場から姿を消していく。ところが、生産者の市場支配力が、①企業数を減らしていく、②需要動向を左右する、ほどに強力になると、市場機構を通じて、消費者の選好が適切に生産者に伝達されないどころか、むしろ生産者の一方的なイニシアチブで生産物の種類と量が決まってしまうようになる。こうなると、消費者主権は、観念上は存在しても、実質的意義を失うことになる。そして、これが市場

機構の果たす役割を、次第に過小に評価されることになるのである。

装置工業という表現に象徴されるように、現代企業、とくに製造業の規模が大きくなることは、企業管理の機動性と効率性の見地からやむをえない部分がある。たとえば、①大企業化による不確実性の除去、軽減および将来への見通しにおける不確実性の減少、②研究開発、マーケティング技術の向上、③資本の増大による融資能力の拡大、④自由裁量の増大、などは、株式会社という企業組織が利潤の極大を目的とすれば、必然的にでてくる結果である。ただ、これを無批判的に是として受けとめ、市場機構の変質に無頓着でいると、消費者と生産者との情報ギャップがますます拡大せざるをえない。情報ギャップの拡大は、競争による調整機能を低下させるから、何らかの制度的介入によって、市場機構を通じて消費者の選好が充分に反映されるように努力しなければならない。

第二の規範的意味においては、何らかの市場構造政策が必要であろう。ここでは立ち入った検討を加えないが、独禁政策の強化は、構造基準であり、成果基準であれ¹⁴⁾、消費者主権の確保、市場にあらわれやすい参入障壁の除去（または低減）にとって有効である。そしてこの有効性は、新しい経済構造、つまり社会の変化に適応する新しい産業構造の実現にとって、重要な意味をもっている。とくに資源・供給制約のもとで経済の運営をはからうとする日本経済にとって、新しい産業構造への転換は、長期的な視野で市場構造の有効性を維持する前提である。

消費者の意志が市場を通じて反映されなければ、消費者は企業に対抗するため、消費者連盟などのプレッシャー・グループを形成するであろう。こうしたグループが、寡占または独占企業の市場支配をチェックする効果をもつことは否定しない。しかし、しばしば特定の政治志向、または特定の市場、または特定

の人物といった、全体を見通す視野がないまま行動をとるため、無意味な混乱がひき起こされる危険が大きい。端的にいって、そうした運動の大部分は、特定の利益を代表する部分均衡の主張である。ここで、こうした運動に対して批判的言明を行なうのは、これが高進すると、企業という組織の社会システム内での位置づけに悪影響がでると考えるからである。以下、この点について二、三述べておくことにしよう。

第一に、企業行動についてのルールを明確にしないまま、この種の運動を大幅に認めるることは、無秩序を容認することに等しい。企業行動のルールとして原則的なものは、労働三法を中心とする労働雇用のルール、公害規制、独禁法などである。私見では、こうした原則的ルール以外は、なるべくない方がよい。多種多様な行政介入は、企業の長期計画の策定にとっても望ましくないし、何よりも企業と政府の癒着関係を定着させる。行政介入をはじめ、多面にわたる企業行動のルールを細文化すればするほど、他の社会集団に対する企業の責任が曖昧になり易い。はっきりいって、行政介入をして企業に問題が発生したとき、誰が責任をとるというのであろうか。今日の経済のように外部性が複雑化してくると、行政介入や規制の種類が増加せざるをえないとしても、規制が規制を生む危険が大きい。多様な規制に精通している消費者などはない。そこで公害などの外部不経済が発生すれば、企業に直接デモをしかけることになる。問題は、企業が公害規制を遵守していかなければ、政府がこれに対し直ちにルールにしたがって罰則を与えていたかどうかである。独禁法で原則的にカルテルを禁止しておきながら、これを不必要的期間にわたって認めていないか、どうかである。不当なカルテル結成に対して厳罰主義で臨みさえすれば、細かい行政介入によるコストの多くは節約できるであろう。

第二に、消費者団体が、企業組織を構成する経営者と従業員と比較して、企業についてより多くの情報をもっているかどうか疑問である。消費者団体または特定団体による企業との直接交渉は、二つの意味で望ましくない。第一に、市場機構の無視または軽視を助長する。第二に、従業員による経営参加を飛び越えて、外部の特定団体による直接経営参加の形態を容認する可能性がある。現代企業は、かつてのように、資本家経営者と従業員とに完全に二分されている組織ではない。多かれ少なかれ、従業員による経営参加¹⁵⁾が実現しつつある。ところが、特定団体による企業への要求は、公害の場合を含めて、直接参加の可能性をとりやすい。企業管理のあり方としては、まず法的規制に対する企業責任の完遂と、それを促進する効果をもつ、従業員の経営参加が順序であろう。直接参加は、企業の自立性と自己責任の確立にとって、どれほど有効か疑問であると考える。

規範的意味における「消費者主権」の実現には、もう一つ残された問題がある。それは、シビル・ミニマムとの関連である。現代経済において、すべての財・サービスをすべて市場機構の配分に委ねれば、社会的公正の観点から、かえって望ましくない結果が生まれる。後章で詳細に検討するが、生活必需品については、市場機構と市場機構の枠外の双方によって確保しなければ、消費者主権が空念仏に終ってしまうであろう。シビル・ミニマムとの関連については、後章3の(1)を参照されたい。

- 1) 清水幾太郎『倫理学ノート』昭和47年、岩波書店、287-288頁参照。
- 2) 清水、前掲書、314頁参照。
- 3) Pigou, A. C., *The Economics of Welfare*, 4th ed, London Macmillan, 1962, p. 5. 気賀・千種ほか訳『厚生経済学』東洋経済新報社。
- 4) Hume, D., *Treatise of Human Nature*,

Oxford, 1928.

大槻春彦訳『人性論』岩波文庫, 1948。

- 5) Boulding, K. E., *Economics as a Science*, N. Y., McGraw Hill, 1970.
- 清水幾太郎訳『科学としての経済学』昭和46年, 日本経済新聞社, 154頁参照。
- 6) ボールディング, 前掲書, 160頁参照。
- 7) K. Arrow, *Social Choice and Individual Values*, 1951.
- 8) Boulding, K. E., *The Economy of Love and Fear ; A Preface to General Economics*, Wadsworth, 1973.
- 公文俊平訳『愛と恐怖の経済——贈与の経済学序説』佑学社, 1974年。
- 9) 島野卓爾・蠟山昌一「コメント」, 馬場正雄・田口芳弘編『産業組織』日本経済新聞社, 昭和45年, 所収。
- 10) Buchanan, J. M., *An Economic Theory of Clubs*, *Economica*, Feb. 1965, 1-14.
- 11) 前掲コメント参照。
- 12) 企業の社会的責任については, 肯定, 否定まちまちである。たとえば今井氏は企業の社会的責任論を, 公害規則という消極的なものから, 都市問題, 教育問題など, 本来共同的決定を至当とする分野まで含むものと定義される。今井氏によると, 問題は, 企業がどこまで裁量権を恣意的に行使できるか, つまり市場支配力にあるという。
- 13) 宮川公男「企業の社会的責任」, 安場・貝塚編『現代社会と企業』日本経済新聞社昭和49年所収。
- 14) これらの基準については, 熊谷尚夫『経済政策原理』岩波書店, 昭和39年, 第21章を参照。
- 15) この点については, 西ドイツにおける経営参加の実態を知るのが参考になろう。

3 福祉経済への転換

(ア) シビル・ミニマムを織り込んだ 料金体系に関する評価

1 共通の価値

ムアによれば, 道徳は「外部世界と中間にあるものとに対する自分の態度」である¹⁾。したがって, 道徳を無視することは, 外部世界との関係を無視することを意味する。道徳についてのムアの定義から導かれるように, 道徳的命題または倫理的命題とは, いくつかの選択肢の選好順位に関する命題であり, 一人以上の人間(つまり社会)に適用されるべき命題である。したがって社会の存在を認めるや否や, われわれは道徳ないし倫理の存在から無縁とはなりえない。

ここでこうした道徳ないし倫理の存在に言及するのは, シビル・ミニマムについての考察に分析の枠組を与えたいからである。選好を表わす命題が価値判断とよばれることは誰もが知っている。それが個人的な価値判断にとどまっている限りは無害であるが, ひとたび, 自分だけでなく, 他のひとびとも同じような選好をしている, つまり価値判断をしていると期待する場合には, 道徳的命題は共通の価値となる。シビル・ミニマムが共通の価値であるのであれば, どうしてこうした共通性が生まれるかについて, 厳密な考察を必要とするであろう。そうでなければ, シビルという(市民という)複数の人間の存在を用いること自体が独断となってしまう。

2 シビル・ミニマム

シビル・ミニマムは, もともとイギリスの「ベカリッジ報告」が明らかにしたナショナル・ミニマムからヒントをえた造語である²⁾。ここ数年, この言葉は, わが国の公害や環境の悪化が顕著となるに及んで流行語となった。真偽のほどは判らないが, 「何かある問題が

あって、それが正確に捉えられないとき、新しい言葉が生まれる。」かつてゲーテはそう言ったという。シビル・ミニマムについては、すでに多くの学者による検討が重ねられており、その内容と範囲も明確になってきているから、ここでゲーテをもち出すのは皮肉と受けとられるかも知れない。私は、これまでの学者の成果を皮肉っているのではない。すでに流行語になってきているシビル・ミニマムであるのに、住民一人一人の立場でどれほど理解されているのであろうか。前述との関連でいえば、道徳的命題としてはたして共通の価値となっているかについて、疑問を呈示しているにすぎないのである。

松下圭一氏によると、①国民生活の向上は、賃金上昇だけでなく、生活基盤を中心とする社会資本の拡充、社会保障の整備、ついで公害の防止をふくむ社会保健の確立をともなうべきである。②国民生活の向上は、したがって、年々生産される国民的富全体のなかにおける資本+生産基盤+誘導資金と賃金+生活基盤+社会保障、それに社会保健の配分の比率に相関する。③国民生活の向上は、さらに国民的富自体の成長による賃金+社会保障+社会資本+社会保健の源資の絶対量が増大する必要がある。これら三つの領域の充実が、国民生活の向上にとって必要不可欠であることはいうまでもない。ただ問題は、これら三領域のそれぞれについて最低基準すなわちミニマムを、「科学的討論にたえうる具体的指標として設定」し、「市民生活基準として体系」づける方法である。松下氏がいうように、市民生活に直接責任をもっている自治体が、シビル・ミニマムを策定するとすれば、つぎの難問が発生することになる。(a)自治体それぞれの特殊性が反映されて、自治体相互間で「市民生活基準」に格差が発生することにならないか、(b)社会資本、社会保障、社会保健に関する料金の決定方法について、市民とどのような合意をとりつけるのか、

という二つの大きな問題である。

現在すでに、「バラバラの行政基準であるだけでなく、都市の現実から遊離している」ことを松下氏も指摘している。「それゆえにこそシビル・ミニマムが、このような行政基準に対置される市民の生活思想として新しく今日提起されなければならない」のであろう。しかしシビル・ミニマムを具体的に提起する主体は、自治体なのか、それとも市民の合意なのか。もし前者ならば、(b)の料金についての算定はどうするのか。もし後者ならば、市民は「市民生活基準」の実施に必要な料金負担を納得の上で、シビル・ミニマムを主張する保証があるのであろうか。

シビル・ミニマムをケインズの欲望論によって規定できるであろうか。ケインズは“他人がどうであろうと自分はそれが欲しい”という意味での絶対的必要と、“それを満足すれば他人より偉くなった気がする”という意味での相対的必要とに分けた。そして絶対的必要に関する課題が経済問題となることを示したのである。しかしこの二分法は、肉体的欲望と精神的欲望といいうるものである。したがってシビル・ミニマムが、前者の欲望だけを満たせばよいというものでない以上、ケインズ的な二分法はシビル・ミニマムにとつて適切ではない。

他方、ポールディングにならって、財を物理的特性とイメージ特性によって規定すると、シビル・ミニマムの内容と範囲はかなり曖昧とならざるをえない。西部氏がいうように³⁾、「諸個人の消費欲求は、イメージ特性をも対象としていることによって、純粹に個人的起源をもつようなものなくなり、イメージを共有し合う場、すなわち文化の場によって拘束されることになる。ここで文化というのは、道徳、価値あるいは法律のように公に明文化され体系化されうるものに限らず、それらの基底にある諸個人の感情、知覚そして思考にみられる共通のパターンにまで及ぶも

のである。」つまりイメージは画一化された単層的なものではない。どこかに共通点をもちらながら、個人間で格差をもつという複層的な構造をもっている。したがって、工業社会の成熟に伴い、価値意識の多様化によってイメージ自体も複層化せざるをえない。イメージの部分的共通化と部分的個性化が並立しているのである。こうした状況では、何をもってシビル・ミニマムとするかについて、平均的イメージから推論・決定することは、きわめて困難となる。

この点については、私は社会の「幸福計算」をする主体は、結局のところ市民一人一人ではなく、立法者であり行政当局だと思っている。誤解のないように付言するが、市民一人一人が幸福について考えていないのではない。将来を夢見る子どもにとっても、次第に世間が判りかけてきた青年にとっても、さらに相思相愛の若いカップルにとっても、結婚し、家庭をもつ親子にとっても、また老人たちにとっても、そのおかれた環境のなかで誰もが「幸福計算」を行なっている。災害や不運に見舞われ、前途を見失いそうなひとでも、「幸福計算」をするに違いない。しかしそうした個々の「幸福計算」の集合が、社会の「幸福計算」とは一致しないことも事実である。

ここでこの小論をまとめる際に強い影響を受けた書物から、もう一度次の文章を引用しよう。「ロビンズが一つの方法と一つの作業規則とを区別したとき、彼は前者を科学の側に置き、後者を価値の側に置いたのであろう。この二分法を用いなければ、彼にとって、ベンサムについて講演する足場がなかったのであろう。けれども、この足場が本当に有効であるためには、当のベンサムが、同じ二分法を用いていなければならぬ。しかし、そうでないからこそ、ベンサムに始まる功利主義に向って、かつてのロビンズは、厳格な二分法を主張して攻撃を加えたのであったが、同時

にそうでないからこそ、講演でベンサムを『政治学者』と規定しながら、政治学に対して、経済学には許さなかった弱いルースな意味における科学の地位を認めたのであった。しかし、弱いルースな意味の科学であるならば、それは不知不識の裡に、ロビンズが細心に設けた境界を越えて、価値の世界へ流れ込んでいくであろう⁴⁾。」

この引用だけでは判断しにくいと思われる所以、二、三補足しておこう。ロビンズが経済学を科学として成立させるために、価値判断を経済学から根こそぎ取り去ったことは周知のところである。しかしそれから約30年後の1964年、ロビンズは、ベンサムのミイラが保存されているユニバシティ・カレッジ・ロンドンで講演を行ない、ふたたびベンサムについて論じたのである。そのとき、ロビンズは経済学については、相変らず厳格な二分法に固執した。しかしどうしても、ベンサムの「幸福計算」が、市民生活に影響を与える立法的および行政的な計画の判定に用いる一つの作業規則であることを認めたので、政治学に対して、弱いルースな意味での科学という資格を与えたのであった。私自身、経済学が政治学以上の精密科学であると断言できる自信はない。それどころか、経済学も政治学同様弱いルースな科学という資格に甘んじるべきではないかとすら思っている。そうすることによって、はじめて経済学が「経世済民」の学であり、「幸福計算」が、経済学にとってもロビンズのいう「一つの作業規則」の原理となるものと考えたいのである。

ここで用いた「幸福計算」に「シビル・ミニマムを代入してみよう。そうするとシビル・ミニマムは、立法的および行政的な計画の判定に用いる一つの作業規則となる。そして経済学にとっても、そうなるであろう。もちろん、かつてベンサムが考えたように、幸福(快楽)を強さ(intensity), 長さ(duration), 近さ(proximity), 確かさ(certainty)の四

つの条件で規定し、数量化（指数化）することは、今日の都市社会では不可能であろう。松下氏が詳細に展開しているように、シビル・ミニマムは、①市民の「生活権」、②自治体の「政策公準」という、二重性格をもつものとして規定するのが有用であろう。生活権を保障するような、さらに拡大するような（必要とあれば、市長の請求権として抵抗可能な）シビル・ミニマムの設定は、政治学と経済学の双方にとって「一つの作業規則」の指針となるだろうからである⁵⁾。

とくにわが国の場合、急速な経済成長による社会的アンバランスがひどく経済活動の素材面と体制面とが調和的に統一されていない。むしろ両者のそれぞれの立ち遅れが、市場に過度の負担をかけているのが実状である。端的にいって、市場機構の調整メカニズムが充分に作動しない状況といってよい。

その原因の一つは、民間財と並んで多種多様な公共財が供給されることによって、「市場の欠落」が生じていることである。それと同時に、公共財など、シビル・ミニマムに強く関連する財・サービスの料金が適正でないため、市場機構それ自体の機能を低下させていることである。そこで次にシビル・ミニマムを織り込んだ料金体系に関する評価を行なうことにしておこう。

3 シビル・ミニマムと料金体系

シビル・ミニマムが対象とする財は、マスグレーブの術語を用いれば、価値欲求に応える財である価値財、社会的欲求に応える財である社会財、それと私的財の三種から成る。このうち、私的財の需給は、まったく市場機構にまかせておくのも一方法であろうが、供給に関しては、公的供給に委ねる場合もある。価値財は、そのサービスを、政府・公共部門によって供給するほうが、社会の秩序維持という社会的目的にとって価値があると考えられる財である。例えば、義務教育があげ

られる。これらの財は、たとえ市場で取引されるものであっても、これを公共部門がコントロールし、消費者主権を制限することによって、よりよくシビル・ミニマムが確保されると考えられる財である。しかしそうだからといって、後述するように、学用品の無償配布が必要であるという論拠にはならない。

他方、社会財は、その外部性をもつことがこの財の特色である。もっとも、社会財のうちで完全な公共財でない場合には、外部性は社会の全構成員に効果を与えるわけではない。したがって、部分的には、料金を通じて市場機構のなかで、外部性を解消することが望ましい。

以上、シビル・ミニマムを前提としながら、財の種類を検討したが、このことから、シビル・ミニマムが策定されるとき、その適切な規模と料金体系を確立することが急務である。その場合、市場機構を通ずるものであっても、均一料金体系ではなく、差別料金制をとることが望ましい場合が多い。例えば、水道・電力料金については、一方で限界費用に見合った料金を徴収することによって資源の節約をはかるとともに、他方で限界費用と平均費用との差額を源資として、生活必需的部分の料金を低廉化することが可能であろう。また住宅については、財政投融資の金利を優遇低率化し、差別的金利政策を導入することが望ましい。交通については、社会的限界費用を大幅に下回るような私的料金が設定されるのを避けるとともに、混雑コスト、輸送技術上のコストを勘案して、差別価格制を導入すべきである。これにより、供給者および利用者の外部効果を消去することが可能となる。もし、こうした差別価格制を導入しなければ、供給側は、社会的限界費用に等しい限界収入をえることができないし、利用者側にしても、混雑のため効用がかえって減少してしまうであろう。

シビル・ミニマムを織り込んだ料金体系の

うち、公共財の料金設定に関しては、市場機構の導入が不可能であるから、多かれ少なかれ強制力をもって消費者主権を制約せざるをえない。個人の選好のみによる選択では、社会的にみた最適化の保証はない。公共財は、各種社会資本設備のなかでも、そこから発生するサービス需要を賄うために必要な限界費用がゼロであり、特定の需要者にのみサービスを排他的に提供する場合のコストが巨額に達するような財である。したがって、公共財によって生産されるサービスは、市民すべてに提供されるという意味で、必需品的性格をもっている。この種のサービスを個人の選好に委せることは、コスト面からいって不可能であるばかりでなく、社会的にみても最適であるはずがない。

ただ価値財から発生するサービスの価格、つまり料金については、価値財に対する評価の違いによって、料金の判断が異なる。そこで実際には、社会構成員のすべてに、最低限の生活水準の維持を保障することを、政府公共部門が明示し、対象となった価値財の料金を、所得および効用が均等になるように設定することになる。そのためには、差別料金制の設定だけでなく、社会的弱者に所得面で負の所得税を導入することも必要となろう。さらに、消費者に対して的確な情報を提供することも有効である。

他方、消費が個人選択にまかされ、市場機構で取引される財の価格はどうであろうか。私的財の公的供給に際して、その適応価格は何で決まるのであろうか。容易に想像されるように、この場合には、市場機構を生かしてパレート最適に近いところで決定すべきである。適正価格の決定に際しては、外部効果を適当な市場価格で評価し、市場機構に組み入れる（内部化する）必要があろう。

しかし内部化、つまり市場化するには、多くの難問がある。内部化するためには、市場に参加する経済主体の単位と、市場の範囲を

明確にしておかなければならない。ある程度まで厳密性を犠牲にすれば、市場の範囲をシビル・ミニマムを決定する行政機関と同一化して考えることが、一つの解決法であると思われる。都市化に伴い、生活権や環境権の内容は、かなり広汎になった。しかし、たとえば公園のもたらす便益は、通常、物理的、空間的移動性がないから、公的供給が行なわれても特定地域に限定されざるをえない。その結果、公園から発生する便益は、当該行政地域内の市民が享受し、その外部性は存在しなくなるのである。（ただし、高速道路のように、その外部性が、行政地域外にまで拡散する場合には、こうした内部化は不可能である。この点からも、シビル・ミニマムの範囲をあまりにも拡張することには、疑問があるといわざるをえない。）

シビル・ミニマムを織り込んだ料金体系を問題にするとき、① 社会資本の平均費用をすべて税で賄う場合、② 平均費用の一部を一般納税者が負担、一部を料金の形でサービスの直接需要者が負担する場合とに分別して考えることができる。さらに①によって、納税者が間接税によって負担する場合には、(a) サービス需要量に比例する方法、(b) サービス需要量と無関係に、サービスを利用する権利 자체に課税する方法の二種類があろう。(a)は一種の受益者負担の原則にしたがったものといってよい。

(イ) 生活必需物資に対する特別の配慮の必要性

1 生活必需物資とは何か

生活必需物資に対する特別の配慮をする必要があるかどうかに答えるためには、まず生活必需物資とは何かについて明らかにしておかなければならない。この点が曖昧だと、すでに別の箇所で考察したように、政治と経済のリンクエージが強まっている現代社会では、声が大きいもの、圧力をかけることができる

社会的弱者と社会的厚生（島野）

特定グループに利益が偏在することになる。これが社会的公正に反することはいうまでもない。

一般にある種の財・サービスを需要するとき、需要者はあるイメージをもっている。需要する財・サービスが市場を通じて交換される場合であれ、また贈与という市場なしで入手できる場合であれ、ある財・サービスを需要する主体は一定のイメージをもつ。社会学の助けを借りるまでもなく、イメージは個人間における価値の共通性をもつ。この共通性は、①ある財・サービスを消費する経済主体に安心感や満足感を与えるであろう。他者と共に通るもの、つまり立ち遅れていないという判断が、漠然としているとはいえ、社会との一体感を与えるからである。つまり消費者の満足は、共通のイメージの場で上昇するのである。その意味で、消費者の行動様式も、価値、道徳、感情、知覚といった文化システム、つまり潜在的・明示的パターンから独立ではありえないものである。

またこの共通性は、②一つの尺度として、そこからの「ずれ」を意識することによっても、消費者の満足を高める。どこか共通のイメージから異なっていることによる優越感が満足をもたらすからである。しかしこの場合でも、共通のイメージから完全に無縁であるわけではない。②は、デューゼンベリーのデモンストレーション効果を思い出させる。しかしデューゼンベリーの場合には、効用関数を個人主義的に把握している。それに対し、②では、①と同様、文化システムの制約を受けていることが特徴である。

他方、ある財・サービスの需要を、ケインズの欲望論のように、絶対的必要と相対的必要に分け、それぞれがある財・サービスを需要させると考えることもできよう。この二分法によると、シビル・ミニマムに接近できないことについては前述した通りである。その論拠にしたがえば、必需物資を定義する場合

でも、この二分法は適当でない。ここでイメージの重要性が明らかになる。すでにみたイメージ論からすれば、必需物資をつぎのように定義できる。すなわち個人の選択する財・サービスが、「共通のイメージ」によって選択される財・サービスとまったく同一であるとき、その財・サービスは必需品的性格をもつ。これらの財・サービスは、ケインズのいう絶対的必要または肉体的欲望の対象となる財・サービスを含むが、それより広い範囲を含むといってよい。

ところで経済学では、これまで、所得弾性値または価格弾性値の大小が、生活必需物資や「ぜい」品を識別してきた。これは財・サービスの種類を、物理的、技術的、客観的特性で評価したものである。この分類は、経済学の常識である。ここで注意すべきことは、消費者選好の自主性または自立性という仮定がそこにあることである。別言すれば、各消費主体は、市場に存在する各財・サービスの物理的特性について、高い水準での情報をもち、それに従って消費行動を自立的に決定しているという仮定があることである。

他方、慣習や制度など、体制面の安定性が、都市化現象とともにこわれはじめたことは誰もが知っている。それに加えて、技術や科学の進歩が、ひとびとの消費行動に対し、強く大きな影響を与えている。イメージが、ある期間共通性や公共性を維持していることは、確かのことである。しかし現代社会はイメージの変化を当然視し、それを期待し、それはどの抵抗もなく、変化したイメージを受け入れる社会なのである。そうだとすると、消費者は、自分の選好関数にしたがって、自立的に財・サービスを選択しているのであろうか。実際には、市場で売手と買手との間に共通のイメージがあることのほうが稀なのではないだろうか。売手の立場が強くなればなるほど、イメージは売手の主権に隸属し、つぎつぎと変化していくことになっているのではないか。

以上、われわれは、生活必需物資を、イメージ特性と物理的特性によって明らかにした。イメージ特性にしたがえば、イメージがもつ共通性が高まれば高まるほど、必需品的性格を帯びることが示された。したがって、需給それぞれの立場で、イメージの多様化、分散化に成功すればするほど、必需品の種類と範囲は減少することになる。この点の認識は、後に検討するいくつかの政策問題に接近する場合に重要である。

他方、物理的特性によれば、生活必需商品とは思われないような財であっても、共通なイメージを創りだすことに成功すれば、虫めがねでも発火させることができるように、簡単に需給不均衡による物価上昇を誘発することになろう。そのような状況を、われわれは、トイレット・ペーパー以後いくつかの商品で経験した。イメージ特性が、ガルブレイスのいうような、「生産者主権」の擡頭によってのみ生まれるのではなく、需要者側の判断によっても変化することを、この経験は教えてくれる。

2 特別の配慮の必要性

売手の立場が強くなり、イメージが売手の思うがままになっていく危険があることは確かである。そうした危険が顕在化する場合には、消費者に対し、的確な情報を提供する必要があろう。それによって、生産者の情報と消費者の利用できる情報とのアンバランスを矯正し、市場経済の機能が癪痺するのを防止することができよう。もし売手と買手との間での情報のアンバランスが、かなりの程度まで矯正されるのであれば、生活必需物資とはいえ、かなりの範囲を市場の調整機能に委せるのが至当であると思われる。買手(消費者)に情報を提供するには、それなりのコストがかかる。しかしその後は市場の調整機能に委せる方が、最初から生活必需物資を指定し、それらに対し特別の配慮をするより、コスト

は少くて済むであろう。

とくに生活必需物資についての、さきの定義が示すように、何をもって生活必需物資とするかは、必ずしも一義的ではない。都市化が進むにしたがって、トイレット・ペーパーが次第に生活必需物資化してきたことは確かである。適切な例ではないかもしれないが、水洗便所が普及すればするほど、トイレット・ペーパーの必要度は高まるであろう。しかしそうだからといって、トイレット・ペーパーの需給に特別の配慮をする必要があるのであろうか。生活必需品についての物理的特性から明らかなように、もともと生活必需品は需要が安定的である。したがって供給者は、ある限度分の在庫を保有するだけであるし、生産設備に余力をもつこともない。そうした性質をもつ生活必需物資に、特別の配慮をすることは、行政技術上だけでなく、供給量を確保するという、まったく物理的な意味でも、大きな困難を伴うのである。ふたたびトイレット・ペーパーの例をとると、かつての苦い経験から、もし政府がトイレット・ペーパーを在庫し、不足したときただちに放出する用意をするとすれば、その限りで需給の調節に役立つかかもしれない。しかしその在庫コストを一体誰が支払うのであろうか。

私見では、生活必需物資とはいえ、その便益が個人に帰属するものについては、特別の配慮や行政介入をせずに、市場機構に委せるのが至当であろう。原則として、各経済主体が必要する量を市場機構を通じて購入し、それに対し市場価格での代価を支払うべきである。そうだからといって、政府が市場における供給者側の不当な価格上昇を黙認していくよいというわけではない。市場を攢乱するような不当行為に対しては、これに厳罰主義で臨む必要があろう。わが国は、刑法上の問題については法治国家として第一級であるが、経済法上の問題については、必ずしも国民が納得できない部分があるように思われる。カ

ルテル、便乗値上げにしても、それが企業の正当な行為であるかの如き議論が聞かれるのは、まことに不思議という他はない。

他方、生活必需物資・またはサービスのうち、公共的性格をもつものについては、社会的公正の観点から、市場機構と離れた公的供給制度の確立が望ましい。たとえば、教育、交通、医療、水道、衛生さらには社会保障などの公共財については、市場機構の利用を制限することも必要であるし、制度的与件に即して公的供給のあり方を決めることが望まれる。

そこで生活必需物資に対する特別の配慮を必要とするのは、つぎの二つのケースに大別されるといってよい。第一は、民間財であっても、市場による調整が不可能である場合である。これとて、短期的に緊急已むをえざる政策介入に限られるべきであろう。長期的には、価格変動および生産量の調整によって解決されることが望ましい。第二は、生活必需物資・または生活必需サービスのうち、公共的性格をもつものである。この場合でも、公共料金の決定によって、かなりの調整が可能であると考えられる。したがって、公共的性格をもつものであれば、すべて特別の配慮をすべきであるとはいえない。

(a) 学用品等の無償配布について

学用品は生徒の学習にとって必需品であるが、これを無償配布する必要は認められない。学用品の無償配布を可能にするためには、少くとも地方公共団体別に画一化された学用品の指定（種類、品質、数量）が前提となる。おそらく無償配布の利点は、実用性に乏しい高価な学用品を市場から排除することにある。生産者は、消費者の要望を汲み入れて、この種の高価な学用品を生産しているのであるから、画一化された学用品の指定によっても、そうした消費者の選好が消滅することは考えられない。もしこれを消滅させることを意図するのであれば、善意の政策介入は有害

な統制となる。

学用品の無償配布によって、物価対策に成功したり、生活の無駄を省くことができるとは思われない。昭和50年2月21日の『週間朝日』(121頁)に「学習机はプラスになるか」という記事がある。「日本の子どもたちは、時計やラジオやカレンダーや電気の差し込み口などの付属品をはめ込んだ装飾業者の机みたいなもので、ほんとうに勉強できるのでしょうか。」という疑問ではじまるこの短文は、経済政策の問題を直接取り扱っているわけではない。むしろ教育または教育学の問題である。しかし、「私の見た机は、勉強のためにデザインされたものではなく、けばけばしく安っぽい遊びと楽しみを満載したものだった。」「子どもが自分で行ない、自分で考え、指でなく頭を動かすように教えることが子どものためになる。」という判断を下した後で、「実際に必要でないものは拒否することで愛情を示す場合もあります。結局ものを買い与えるのはやさしいことですが、価値を教えるのははるかにもよかしいことなのです。」という結びまでくると、生活必需品について、消費者に的確な情報を与えることが先決であることがわかる。

学用品の無償配布によって、高価になった学用品を購入しえない貧困家庭を平等に取り扱うことができるかもしれない。これが社会的公正の実現に望ましいと考えるのであれば、無償配布をするより、年間所得保証あるいは何らかの形の負の所得税を導入すべきである。すでに示したように、無償配布に伴うコストはきわめて大きいし、何よりも消費者の学用品に対する選好を画一化するのは望ましくない。結論的にいえば、消費者に対し、学用品に関する的確な情報を与えるとともに、負の所得税を導入するのが望ましい。

(b) 生活必需物資の生産に対する指導のあり方

生活必需物資の定義から明らかなように、

生活必需物資を生産する企業の生産能力は、多かれ少なかれ非弾力的である。したがって生産品種を制限することによって、ある特定品種の生産量を拡大しようとしても、短期的な需要増大に適応できない場合が多い。その意味で生産品種の制限政策は、緊急時には間尺に合わないのである。他方、平時から緊急時を予想して、ある特定品種に限定すればどうであろうか。生活必需物資の需要弾力性から、その需要量は安定しているはずであるから、企業は品種を制限しただけ売上が減少し、採算がとれないかも知れない。つまり、生活必需物資については、備蓄の放出によって急増した需要を一時的に冷やす以外に、適當な方法があるとは思われない。生産品種の制限は、制限された種目を生産している分野から、集中生産を行なうことになった生産分野へ、所得の再分配が発生する（かくれた贈与が発生する）。したがって、両分野間で負担の公平をはかるための政策が付隨的に必要となろう。

(c) 生活必需物資の割当について

数量割当は、何らかの活動の合法的な最大限度（または最小限度）を与えるものである。数量割当は、供給側にも需要側にも適用可能である。数量割当は、公共および民間部門の双方にとり、緊急時の政策手段として重要であると考えられている。しかしこの判断には、かなりの留保が必要であるように思われる。というのは、数量割当による、部門間の再分配効果を明確にする方法が、いまのところ見つからないからである。いかなる種類の数量割当であれ、数量割当は、ある部門に特定量の活動を許可するのであるから、この割当量をもらったものと、もらわなかったものとの間に、かくされた贈与が発生することは確実である。この贈与（所得再分配）が「かくされた（implicite）」ものであるけだに、どのようにして負担の公平を図るか方法がないのである。

供給量を確保するため、当該業種の各企業

それぞれに生産数量を割り当てる場合、とくに生活必需物資については、前項(b)で示したような困難が伴うであろう。とくに価格値上げについて事前了承制を導入したり、原価についての立入り調査を行なったりすれば、企業は、採算を度外視して割当量の供給をいつまでも確保し続けることは不可能である。結果は、しばしば、最初の意思決定者が意図したものと、著しく異なったものとなりやすい。

超過需要対策として、消費に対する割当がとられる場合もある。これが配給制または点数切符制である。配給制に比較して、後者はより価格制度に近いといってよい。家計は、一定量の配給切符を交付され、指定された点数価格で、ある特定商品を購入するのである。戦時中の苦い経験からも明らかのように、配給制または点数切符制が有効なのは、短期に限られる。その後は、闇市場が発生し、二重価格制が横行しやすい。換言すれば、需給調節をすべて数量で調整することは、実質的に不可能なのである。

- 1) 清水、前掲書参照。
- 2) 松下圭一『都市政策を考える』岩波新書、昭和46年、111頁参照。
- 3) 西部邁「消費者選好と公共イメージ」『現代経済』第15号、日本経済新聞社。
- 4) 清水、前掲書74頁参照。
- 5) しかし、シビル・ミニマムに関するプログラムの対立として政党対立を構成し、しかも自治体レベルでそれを各党が発行することによって、市民がそれをテストする、という政治的状況（松下、前掲書 119頁）は、シビル・ミニマムの政党による私物化ではないだろうか。こうした論理展開は、もちろん、主張としては自由である。しかし、私の関心は、シビル・ミニマムを織り込んだ公共財の料金体系にある。同書に私の関心をさらに深めてくれるような指摘がないのは残念である。